

核融合科学研究所プラットフォーム企画室運営規則

制 定 令和5年3月14日 核研規則第7号

最終改正 令和8年2月10日

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「規則」という。）第9条第4項の規定に基づき、プラットフォーム企画室（以下「企画室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(企画室会議)

第2条 企画室に企画室会議を置く。

2 企画室会議は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）が有する研究施設の管理、運用及び共同利用の企画に関する事項について審議する。

3 企画室会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 企画室長

(2) 次条に定める各部門の長

(3) その他企画室長が必要と認めた者

4 企画室長は、企画室会議を招集し、その議長となる。

5 前各項のほか、企画室会議の開催及び審議方法に関し必要な事項については、別に定める。

(部門)

第3条 企画室に、次に掲げる部門を置く。

(1) 実験施設部門

(2) 計算機部門

2 企画室の室員は、前項に定める部門のいずれか又は複数の部門に属するものとする。

3 実験施設部門は、別に定める実験施設の管理及び運用を担当する。

4 計算機部門は、別に定めるスーパーコンピュータ等の管理及び運用を担当する。

(部門長)

第4条 各部門に部門長を置き、所長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

2 部門長は、該当する部門の運営を掌理する。

(任期)

第5条 第2条第3項第3号に定める企画室会議の構成員、第4条第1項に定める部門長及び規則第9条第2項に定める企画室の構成員（以下「構成員等」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員等に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における構成員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、企画室及び第3条第1項各号に定める部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。